

2022年10月27日

杜の都信用金庫

代金取立手数料の改定に伴う夜間金庫規定の一部改正について

当金庫では、2022年11月4日（金）に行われる電子交換所への移行を機に、代金取立手数料の改定を実施いたします。

従来、同一手形交換所内の金融機関店舗を支払場所とする小切手につきましては無料で入金処理を行ってまいりましたが、2022年11月4日（金）以降につきましては、代金取立手数料の改定に伴い、1通あたり660円（消費税込）の取立手数料をいただくこととなります。

代金取立手数料の背景や詳細につきましては、別にご案内しております「電子交換所の設立に伴う取扱手数料の新設及び改定のお知らせ」をご覧ください。

夜間金庫預入袋に小切手を封入された場合にも、取立手数料のお支払いが必要となります。取立手数料につきましては、小切手を入金される預金口座から、当金庫において引き落とし処理をさせていただきますので、次頁記載のとおり、夜間金庫規定の一部改正をいたします。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お取引店窓口までお問合せ下さい。

夜間金庫規定（お客さま用）一部改正 新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

新	旧
<p>第1条～第7条 一略一</p> <p><u>第8条（小切手の入金）</u> 夜間金庫に投入された預入袋の中に小切手が含まれていた場合、当金庫所定の代金取立手数料に準じた取立手数料を別途お支払いいただくものとしします。 取立手数料は、入金伝票に記載された預金口座から、当座勘定規定あるいは、普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しあるいは普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、払戻しのうえ充当します。</p> <p><u>第9条（届出事項の変更等）</u></p> <p><u>第10条（預入金袋及び鍵の紛失時等の取扱）</u></p> <p><u>第11条（損害の負担金等）</u></p> <p><u>第12条（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この夜間金庫は、<u>第13条第3項1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれかにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとしします。</u></p> <p><u>第13条（解約等）</u></p> <p><u>第14条（譲渡、転貸等の禁止）</u></p> <p><u>第15条（規定の変更等）</u> <u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更できるものとしします。</u> <u>（2）この規定の変更は、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容及び変更日等を周知することにより変更できるものとしします。</u> <u>（3）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。</u></p>	<p>第1条～第8条 一略一</p> <p>—追加—</p> <p><u>第9条（預入金袋及び鍵の紛失時等の取扱い）</u></p> <p><u>第10条（損害の負担金等）</u></p> <p><u>第11条（反社会的勢力との取引拒絶）</u> この夜間金庫は、<u>第12条第3項1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれかにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとしします。</u></p> <p><u>第12条（解約等）</u></p> <p><u>第13条（譲渡、転貸等の禁止）</u></p> <p>—追加—</p>

このたびは夜間金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

お 願 い

- ❖ この規定書は夜間金庫ご利用の基本となるものです。熟読のうえ保管してください。
- ❖ 夜間金庫のご利用は、現金及び小切手入金のみとなっておりますので、ご注意くださいようお願いいたします。
- ❖ 住所等お届け事項に変更がありました場合は、直ちにご連絡ください。
- ❖ 夜間金庫の預入袋、預入袋鍵、投入口鍵のお取扱いには十分ご注意くださいようお願いいたします。万一、盗難又は紛失・毀損された場合は、直ちにお取引店へご連絡下さい。

夜 間 金 庫 規 定

第1条（目的）

本規定は、夜間金庫を適正にご利用いただくために必要な事項を定めたものです。

第2条（利用範囲）

夜間金庫のご利用は、「夜間金庫使用契約書」に基づく預金口座への現金及び小切手入金のみとし、払戻し及び両替等、その他の取引にはご利用できません。

第3条（利用方法）

- (1) 杜の都信用金庫（以下「当金庫」という）所定の「夜間金庫専用入金帳」ご使用により、必要事項を記入のうえ、現金及び小切手とともに預入袋に入れ施錠してください。
- (2) 投入口鍵にて、夜間金庫を開扉のうえ預入袋を投入し、金庫扉を閉め施錠してください。
- (3) 夜間金庫へ投入により、預入袋が落下するとレシートが出ますのでお持ち帰りください。このレシートは預入袋と引換えに窓口にお返し願います。

第4条（利用料金）

夜間金庫の利用料金は前払いとし、当金庫所定の利用料金を毎月1日にお客様が指定された口座から自動振替により払戻しのうえ充当します。

なお、「夜間金庫専用入金帳」についても、当金庫所定の金額により購入のうえご使用ください。

第5条（預入袋及び鍵の保管）

- (1) 預入袋、預入袋鍵、投入口鍵はお客様の責任において保管してください。
- (2) 偽造、変造、複製された預入袋鍵及び投入口鍵による不正使用が発生した場合は、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第6条（開扉）

夜間金庫は毎営業日の午前9時に、当金庫の担当係と管理職1名以上の立会いのもと開扉し、投入された預入袋の個数を確認のうえ受入れいたします。

第7条（開封）

預入袋を開封し、現金等と入金票ご記入金額を確認のうえ口座へ入金いたします。万一現金等が入金票ご記入金額と相違する場合等は、当金庫よりお客様へご連絡いたしますので、ご来店いただくこととなります。

第8条（小切手の入金）

夜間金庫に投入された預入袋の中に小切手が含ま

れていた場合、当金庫所定の代金取立手数料に準じた取立手数料を別途お支払いいただくものとします。

取立手数料は、入金伝票に記載された預金口座から、当座勘定規定あるいは、普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しあるいは普通預金通帳および払戻請求書の提出を省略し、払戻しのうえ充当します。

第9条（届出事項の変更等）

届出印章、名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに当金庫所定の書面により届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条（預入袋及び鍵の紛失時等の取扱い）

- (1) 預入袋、預入袋鍵、投入口鍵の紛失等の事由が発生した場合は、直ちに当金庫所定の書面により届出てください。又、この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 預入袋、預入袋鍵、投入口鍵を紛失等した場合や毀損した場合は、作成及び取替えに要する費用を負担していただきます。

第11条（損害の負担等）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由、又は当金庫の責めによらない事由による、預入袋の投入不能及び投入口扉の閉鎖施錠不完全の事故等、すべて当金庫が内容を確認する前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) お客様の責めに帰すべき事由により、当金庫又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第12条（反社会的勢力との取引拒絶）

この夜間金庫は、第13条第3項1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれかにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第13条（解約等）

- (1) この契約は、お客様の申し出によりいつでも解約することができます。その場合は預入袋、預入袋鍵、投入口鍵を返却するとともに、届出の印章による当金庫所定の手続を行ってください。

(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続を行ってください。なお、状況によっては手続きを省略する場合もあります。

- ① お客様が利用料を支払わないとき。
- ② お客様の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、又はその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- ③ 不正使用等、その他相当の事由があるとき。
- ④ お客様がこの規定に違反したとき。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客様のとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、またはお客様に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで夜間金庫を明渡してください。

- ① お客様が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客様または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
- ③ お客様または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動、恐怖を与える言動、恐喝または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

第14条（譲渡、転貸等の禁止）

預入袋、預入袋鍵、投入口鍵、及び夜間金庫の使用権を譲渡、転貸、質入れすることはできません。

第15条（規定の変更等）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更できるものとします。

(2) この規定の変更は、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で変更内容及び変更日等を周

知することにより変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022.11)



都の都信用金庫